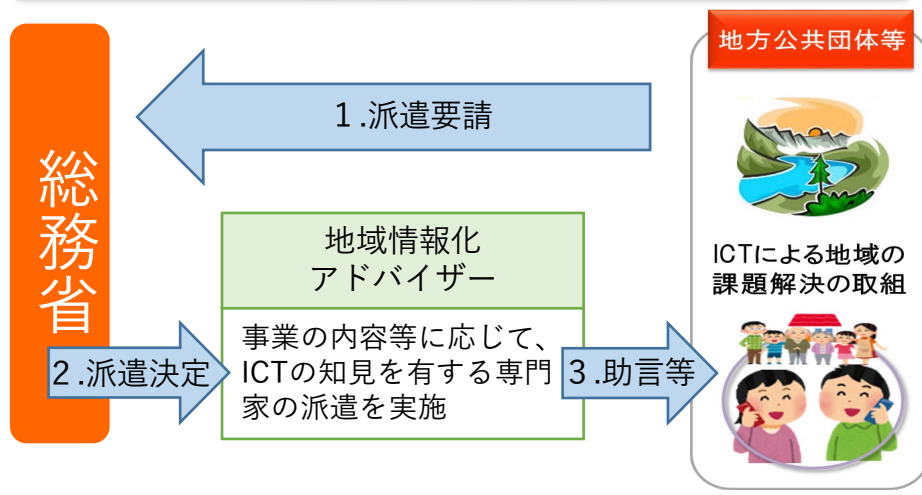


地域情報化アドバイザー派遣制度について

概要	地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「 地域情報化アドバイザー 」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う制度。
対象	- 地方公共団体。NPO、大学、商工会議所等が申請する場合は、総合通信局又は地方公共団体の推薦が要件。 地場企業等が申請する場合は、地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等が要件。（令和7年度より拡充）
アドバイザー	- 先進自治体職員、大学教員、CivicTech等の有識者にアドバイザーを委嘱。 - 事業の内容に応じて、複数人のアドバイザーによるチーム型の支援を実施。
回数・費用	現地派遣を含む派遣については、1日7時間、年間3回までの範囲内。 オンラインのみの派遣は、合計21時間までの範囲内。（令和7年度より拡充） 派遣にかかる旅費・謝金は全額総務省が負担。

派遣の仕組み



派遣団体数

